

第 1 7 期第 1 回郡山市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 2 7 年 8 月 3 日（月）午後 1 時 3 0 分から 3 時 1 5 分

2. 開催場所 郡山市役所正庁

3. 出席委員（38人）

会 長	29番	新田 幾男			
会長職務代理者	9番	加藤満喜子			
委 員	1番	熊田 吉秀	2番	柳沼 安正	
	3番	濱津 洋一	4番	根本 淳一	
	5番	菅野 勝弘	6番	伊藤 幸一	
	7番	馬場 猪吉	8番	川前 善寛	
	10番	鈴木 敦博	11番	藤沢 功夫	
	12番	樋口 誠一	13番	古川 勝幸	
	14番	高野 和介	15番	谷代 栄一	
	16番	鈴木裕美夫	17番	村上 晃一	
	18番	鈴木 光一	19番	小林正一郎	
	20番	田母神一二	21番	佐久間俊一	
	22番	影山 ハヤ	23番	増子 富康	
	24番	松川 延安	25番	後藤 秋夫	
	26番	遠藤 昭夫	27番	伊藤 城治	
	28番	藤田 稔	30番	中尾 一明	
	31番	伊東 正幸	32番	飯田 東一	
	33番	遠藤 栄一	34番	古川 一郎	
	35番	吉田 秀吉	36番	小山 一榮	
	37番	細山 文昭	38番	古川 榮	

4. 議事日程及び付議事項

日程第1 総会議席について

日程第2 議事録署名人の選出について

日程第3 互選について

（1）会長の互選について

（2）会長職務代理者の互選について

（3）部会構成委員の互選について

・選挙による委員の互選会

・農業委員会等に関する法律第 12 条第 1 号委員の互選会

・農業委員会等に関する法律第 12 条第 2 号委員の互選会

議事

- 議案第1号 農地部会長の選任について
- 議案第2号 農地部会長職務代理者の選任について
- 議案第3号 農業振興部会長の選任について
- 議案第4号 農業振興部会長職務代理者の選任について
- 議案第5号 幹事会幹事長の選任について
- 議案第6号 運営委員の選任について
- 議案第7号 農業委員会委員の辞任の同意について
- 報告第1号 専決処分事項の報告について

その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	國分 伴内
主幹兼事務局次長兼農業振興係長	熊田 拓実
主任主査兼農地調整係長	柳沼 一幸
庶務係長	家久来悦子
庶務係主査	柳澤 敦子

6. 会議の概要

次 長	定刻となりました。 本日は、郡山市農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。 私は進行を努めます農業委員会事務局の熊田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
局 長	総会に先立ちまして成立報告をいたします。 総会成立の定足数についてであります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、在任委員の過半数と定められております。農業委員在任委員数39名中、本日の出席委員は38名であります。過半数を超えており、総会は成立しておりますことをご報告いたします。 それでは、ただ今から、第17期第1回郡山市農業委員会総会を開会いたします。
次 長	本日の総会招集者であります 品川 萬里 郡山市長からごあいさつを申し上げます。
市 長	あいさつ
次 長	それでは、ここで御来賓を代表して 福島県農業会議会長 太田豊秋（おおた とよあき）様に御祝辞を頂戴したいと思います。 太田会長、よろしくお願いいたします。
福島県農業 会議会長	あいさつ
次 長	ありがとうございました。御臨席をいただきました全ての御来賓の皆様から御祝辞を賜りたいところでございますが、時間の都合上、御紹介のみとさせていただきます。

ただいま御祝辞をいただきました

福島県農業会議会長 太田豊秋 様

福島県県中農林事務所所長代理

企画部長兼地域農林企画課長 武田信敏 様

郡山市農業協同組合代表理事組合長

代理 代表理事専務 川見幸和 様

郡山田村農業共済組合組合長理事

代理 副組合長 遠藤英記 様

郡山市認定農業者協議会会長 伊藤孝一 様

以上でございます。ありがとうございました。

司 会

なお、本日いただいております祝電については、入口に掲示してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

ここで、市長はじめ御来賓の皆様方は、所用のため、退席いたします。公務多忙の中、御出席をいただき、誠にありがとうございました。拍手をもってお送りしたいと存じます。ありがとうございました。

（来賓退場）

司 会

ただいまから、議事に入ります。

郡山市農業委員会総会会議規則第6条第3項の規定により、「選挙による委員のうち年長の委員が臨時に議長になる」と定められておりますので、会長が決まるまでの間、年長の委員であります古川一郎委員に臨時議長をお願いしたいと存じます。

古川委員には議長席に移り、議事進行をよろしくおねがいたします。

古川一郎
委員
臨時議長

ただ今、議長に承認されました古川です。

これから、会長が決まるまでの間、皆さんの御協力を得ながらスムーズに総会の進行を図って参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、順序に従いまして、日程第1の「総会議席について」に入ります。議席の決定は、総会会議規則第5条の規定により「くじ」で決定することになっております。

事務局職員が各委員席を回りますので、その場で「くじ」を引いてください。

（委員くじを引く）

臨時議長

それでは、全員「くじ」を引いたようですので、議席番号を確認させていただきます。

次 長

それでは、確認のために議席番号と委員名を読み上げます。

1 番	熊田	吉秀	2 番	柳沼	安正
3 番	濱津	洋一	4 番	根本	淳一
5 番	菅野	勝弘	6 番	伊藤	幸一
7 番	馬場	猪吉	8 番	川前	善寛
9 番	加藤満喜子		10 番	鈴木	敦博
11 番	藤沢	功夫	12 番	樋口	誠一
13 番	古川	勝幸	14 番	高野	和介
15 番	谷代	榮一	16 番	鈴木裕美夫	
17 番	村上	晃一	18 番	鈴木	光一
19 番	小林正一郎		20 番	田母神一二	
21 番	佐久間俊一		22 番	影山	ハヤ
23 番	増子	富康	24 番	松川	延安
25 番	後藤	秋夫	26 番	遠藤	昭夫
27 番	伊藤	城治	28 番	藤田	稔
29 番	新田	幾男	30 番	中尾	一明
31 番	伊東	正幸	32 番	飯田	東一
33 番	遠藤	栄一	34 番	古川	一郎
35 番	吉田	秀吉	36 番	小山	一榮
37 番	細山	文昭	38 番	古川	榮
39 番	有馬	善夫			

臨時議長

ただ今、読み上げました番号に間違いはございませんか。

(全員なし)

臨時議長

間違いのないようですので、総会議席番号は、以上のとおり決定いたしました。それでは、それぞれ、決定された議席番号席へ、資料を持って移動をお願いします。

着席されましたら、封筒の中に名札が入っておりますので、議席番号の名札に入れていただきたいと思います。

(各議席に席替え)

臨時議長

名札を入れていただきましたでしょうか。

臨時議長 それでは、日程第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。

議事録署名人を2名選出するのでありますが、いかなる方法で選出するかお諮りいたします。

（議長一任の声あり）

臨時議長 議長一任とのご発言がありましたが、他にご意見はございませんか。

（なし）

臨時議長 それでは、ご異議ないものと認め、議長より指名いたします。

1番 熊田 吉秀 委員
21番 佐久間俊一 委員
このお二方をお願いします。

続いて書記であります、議長より指名することでご異議ございませんか。

（異議なし）

臨時議長 異議ないものと認め、事務局主査 柳澤敦子を指名します。

次に日程3の「互選について」の審議に入ります。

「(1) 会長の互選について」事務局に説明を求めます。

局 長 それでは、会長の互選について、ご説明申し上げます。

会長の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項に「会長は、委員が互選した者をもって充てる」という規定がございます。

また、選出方法としては、郡山市農業委員会規程第2条第1項及び第2項で、投票による方法と、出席委員に異議が無い場合には、指名推薦の2つの方法がございます。

なお、本日臨時議長を務めておられます古川一郎委員には互選管理者として、互選会を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

臨時議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、私が、「会長の互選会」の互選管理者となり、互選会を進めてよろしいかお諮りいたします。

（全員異議なし）

互選管理者	それでは、「会長の互選」に入ります。会長の互選は、どのような方法によるか、お諮りいたします。
中尾一明 委員	30 番 中尾です。 指名推薦による方法が良いと思います。
互選管理者	ただ今、中尾委員から指名推薦による方法とのご発言がございました。他にございませんか。 (全員異議なし)
互選管理者	他にないものと認め、指名推薦の方法で互選することにご異議ございませんか。 (全員異議なし)
互選管理者	全員異議ないものと認め、会長の互選は、指名推薦の方法により行うことに決定いたしました。 それでは、「指名推薦」の発言を求めます。
細山委員	はい議長。37 番 細山です。 会長に新田幾男委員を推薦申し上げます。
互選管理者	ただ今、細山委員から、会長に新田幾男委員を推薦するとのご発言がありましたが、他にございませんか。 (全員異議なし)
互選管理者	他にございませんので、ただ今、指名推薦のありましたとおり、会長には、新田幾男委員を決定することにご異議ございませんか。 (全員異議なし)
互選管理者	全員異議ないものと認め、満場一致で、会長には、新田幾男委員を互選いたしました。 会長が選出されましたので、私は議長及び互選管理者の任を終了します。御協力大変ありがとうございました。

(互選管理者退席、自席に移動)

司 会

古川委員には、臨時議長、誠にありがとうございました。
それでは、第17期郡山市農業委員会会長に選出されました新田幾男
会長から、就任の御挨拶をいただきたいと存じます。
よろしくお願いいたします。

新田幾男
会長

ただ今、会長に互選いただきました、新田幾男でございます。
責任ある役職に就くことに身の引き締まる思いでございます。
私たち農業委員は、市内九千六百世帯の農家の代表として、これ
から3年間、「東日本大震災」による風評被害の払拭をはじめ、遊休農
地の解消、担い手の育成など、農家を取り巻く様々な問題の解決に向
け郡山の農業の振興と発展のため、知恵を出し合いながら、少しでも
お役に立てるよう、虚心坦懐に進めていくことが私の役目と考えてお
ります。
市当局をはじめ、委員皆様の絶大なるご支援、ご協力をお願い申し
上げ、簡単でございますが、会長就任の挨拶とさせていただきます。

司 会

ありがとうございました。
郡山市農業委員会総会会議規則第6条第1項により、総会の議長は
会長が務めることになっております。
また、これからの互選管理者も会長となりますので、あらためて議
長席についていただいて、議事を進行していただきたいと存じます。
会長、よろしくお願いいたします。

互選管理者

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
「(2)の会長職務代理者の互選について」に入ります。
規則により、私が、互選管理者となり、互選会を進めますので、よろ
しくお願いいたします。
それでは、事務局から説明をお願いします。

局 長

会長職務代理者の互選について、ご説明いたします。
会長職務代理者は、農業委員会等に関する法律第5条第5項に「会
長が欠けた時又は、事故ある時は、委員が互選した者がその職務を代理
する」と規定してございます。
互選の方法につきましては、会長の互選の際に申し上げました方法と
同様でございます。以上です。

互選管理者

それでは、互選の方法には、投票と、指名推薦の2つの方法がござ
いますが、いずれの方法で互選するかお諮りいたします。

細山文昭 委員	はい。37 番 細山文昭です。 指名推薦による方法がよいかと思います。
互選管理者	ただ今、細山委員から、指名推薦による方法でとの発言がございましたが、他にございませんか。 (全員異議なし)
互選管理者	他にないようなので、指名推薦の方法で、互選することにご異議ございませんか。 (全員異議なし)
互選管理者	全員異議ないものと認め、会長職務代理者の互選は、指名推薦の方法により行うことに決定しました。それでは指名推薦の発言を求めます。
中尾委員	はい、30 番 中尾です。 会長職務代理者には、加藤満喜子委員を推薦申し上げます。
互選管理者	ただ今、中尾委員から会長職務代理者に加藤満喜子委員を推薦するとの発言がありましたが、他にございませんか。 (全員異議なし)
互選管理者	他にございませんので、ただ今指名推薦のありましたとおり、会長職務代理者には、加藤満喜子委員を決定することにご異議ございませんか。 (全員異議なし)
互選管理者	全員異議ないものと認め、満場一致で会長職務代理者には、加藤満喜子委員を互選いたしました。
局 長	議長。(事務局長挙手)
互選管理者	事務局長。

局 長	日程第3の（3）部会構成委員の互選に入る前に、部会互選規程についてご説明いたします。 本互選会は、郡山市農業委員会部会互選規程第3条第1項により、互選会は会長が招集すること、また、同規程では、第4条第1項に文書をもって互選会を招集しなければならないと定めてあり、規程に基づき、新会長名で部会互選会の開催通知をすることとなっております。
互選管理者	ただ今、事務局から説明がありましたとおり、招集文書を配布いたしますので、暫時、休議いたします。 （招集文書の配布）
互選管理者	皆さん、文書はお手元に届きましたでしょうか。再開いたします。 それでは、ただ今文書を差し上げたとおり、「部会構成委員の互選について」に入ります。事務局の説明を求めます。
局 長	それでは、部会構成委員の互選について、ご説明申し上げます。部会構成委員数は、郡山市農業委員会部会委員の定数に関する条例に基づき、ただ今お配りした文書のとおり、委員の区分ごとに決められております。 農地部会17名、農業振興部会22名となっております。互選会でそれぞれ選任することとなっております。そこで、互選会につきましては、選挙による委員はこの会場で、農業委員会等に関する法律第12条第1号委員はこの会場後方右側で、同上2号委員はこの会場の後方左側で開催します。 なお、互選会のそれぞれの互選管理人として、選挙による委員の互選会は熊田次長、法律第12条第1号委員は柳沼係長、法律第12条第2号委員には家久来係長を指名したいと思います。
互選管理者	ただ今、事務局から説明がありましたとおり、互選会管理人として、熊田次長、柳沼係長、家久来係長を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （全員異議なし）
互選管理者	ご異議ないものと認め、3名を指名しましたので、よろしくお願いいたします。 それでは、それぞれの会場に入り、互選をしていただきたいと思います。その間、暫時、休議いたします。それでは、御移動願います。

(移動し、それぞれの部屋で互選)

互選管理者	再開いたします。 ただ今の各互選会の結果を事務局から報告いたします。
局 長	互選会の結果についてであります、それぞれの互選管理人より報告させていただきます。
次 長	選挙による委員の互選会は、指名推薦による方法で決定いたしました。 農地部会委員 古川勝幸委員 村上晃一委員 飯田東一委員 吉田秀吉委員 細山文昭委員 小林正一郎委員 佐久間俊一委員 根本淳一委員 新田幾男委員 樋口誠一委員 藤田稔委員 松川延安委員 田母神一二委員 鈴木裕美夫委員 古川一郎委員 以上15名です。 農業振興部会委員 鈴木光一委員 伊藤幸一委員 遠藤昭夫委員 伊藤城治委員 菅野勝弘委員 加藤満喜子委員 古川榮委員 伊東正幸委員 鈴木敦博委員 高野和介委員 小山一榮委員 谷代榮一委員 後藤秋夫委員 濱津洋一委員 柳沼安正委員 有馬善夫委員 熊田吉秀委員 川前善寛委員 中尾一明委員 以上19名です。
柳沼係長	続きまして、1号委員の互選会の結果を申し上げます。 1号委員は、指名推薦の方法により、農地部会委員に馬場猪吉委員、 農業振興部会委員に藤沢功夫委員、遠藤栄一委員が決定いたしました。
家久来係長	続きまして、2号委員の互選会の結果を申し上げます。 2号委員による互選会には、指名推薦の方法により、農地部会委員に 増子富康委員、農業振興部会委員に影山ハヤ委員が互選されました。
互選管理者	ただ今、各互選管理人からそれぞれ農地部会委員に17名、農業振興 部会委員に22名の方々が互選されたことの通知がありました。郡山 市農業委員会部会互選規程第13条に基づき、会長は、部会委員に なることの承諾を求めなければならないこととなっておりますので、

委員の皆様に一括して、承諾を求めたいと思います。

各互選管理人の報告のとおり、部会構成員になることにご異議ございませんか。

(全員異議なし)

互選管理者 全員異議がないものと認め、承諾されたものとみなし、互選管理者の報告のとおり、部会委員に就任することに決定いたしました。

議 長 引続き、議事に入ります。議案第1号から第5号までは、関連がございますので、一括上程したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

議 長 ご異議ないものと認め、一括審議いたします。
それでは、事務局の説明を求めます。
なお、時間の都合上、説明は、議案第6号までお願いいたします。

局 長 議案第1号から第6号まで、ご説明申し上げます。第1号から第4号までは、それぞれの部会長及び職務代理者の選任、第5号は幹事会幹事長の選任、そして第6号は運営委員の選任であります。

まず、部会長につきましては、農業委員会等に関する法律第19条第7項に「部会の委員のうちから総会で選任する」と規定されております。

また、部会長職務代理者の選任につきましては、同法第19条第8項に「部会長が欠けた時又は、事故ある時は、部会の委員のうちから総会があらかじめ定める者が、その職務を代理する」と規定されております。

次に、幹事会幹事長でございますが、幹事会は郡山市農業委員会幹事会設置要綱により、農業委員会の主体的かつ効果的な活動の推進と農業委員の資質向上に係る調査研究を目的に設置されております。

幹事会の所掌事務は「総会及び建議の総務に関すること」「農業委員の研修及び視察の企画立案及び実施に関すること」となっており、幹事長につきましては、農業委員の互選により選任すると規定されております。

最後に運営委員の選出についてであります。運営委員会は、郡山市農業委員会運営委員会設置要綱により、農業委員会の業務執行が円

滑に行われるよう設置されております。

運営委員会の所掌事務といたしましては、各部会の連絡調整に関すること、総会の議事運営に関すること、その他農業委員会会長が、特に必要と認めたこと、となっております。

運営委員会の構成は、各役員の方7名と、役員の選出されていない地区から各1名、及び1号、2号委員から各1名の合計15名となっております。

なお、議案第6号の運営委員につきましては、議案第1号から第5号までの役員選任後に選出いただきたいと思います。

以上が、議案第1号から第6号までの説明でございます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案第1号から第5号までの各役員の選任の方法について、いかなる方法で行うか、お諮りいたします。

吉田秀吉
委員

はい。議長。

35番 吉田秀吉です。

議案第1号から第5号までの役員については、一括指名推薦の方法で選任することを提案します。

議長

ただ今、吉田委員から、一括指名推薦の方法で選任するのご発言がありました。他にご意見はございませんか。

(全員異議なし)

議長

他にないものと認め、一括指名推薦の方法で選任することで御異議ございませんか。

(全員異議なし)

議長

他にないものと認め、一括して指名推薦の方法で選任することに決定いたしました。

それでは、議案第1号から議案第5号までの各役員の選任について、指名推薦の発言を求めます。

伊東委員

はい、議長。

31番 伊東 です。

農地部会長に 松川 延安 委員

同職務代理者に	吉田	秀吉	委員
農業振興部会長に	遠藤	昭夫	委員
同職務代理者に	中尾	一明	委員
幹事会幹事長に	鈴木	光一	委員

を推薦いたします。

議長

ただ今 伊東委員から、

農地部会長に	松川	延安	委員
同職務代理者に	吉田	秀吉	委員
農業振興部会長に	遠藤	昭夫	委員
同職務代理者に	中尾	一明	委員
幹事会幹事長に	鈴木	光一	委員

を推薦するとのことご発言がございましたが、他にご意見は、ありませんか。

（全員異議なし）

議長

他になければ、以上指名推薦のとおり、決定することで、ご異議ございませんか。

（全員異議なし）

議長

全員異議ないものと認め、

農地部会長に	松川	延安	委員
同職務代理者に	吉田	秀吉	委員
農業振興部会長に	遠藤	昭夫	委員
同職務代理者に	中尾	一明	委員
幹事会幹事長に	鈴木	光一	委員

を選任することに決定いたしました。

七役が決定いたしましたので、ここで、新役員の方から、自己紹介をしていただきます。

また、新役員を代表して、加藤会長職務代理者から新任のあいさつをお願いいたします。

新役員の方々は、前にお進みください。

（新役員挨拶）

議長

次に、議案第6号「運営委員の選任について」に入ります。

事務局から説明がありましたが、運営委員は、七役の他、役員の選出されていない各地区から1名ずつと、1号・2号委員で組織されてい

ることから、今回運営委員を選出する地区は、
片平地区
喜久田地区
日和田地区
湖南地区
熱海地区
西田地区

と1号委員、2号委員から各1名となります。

議 長

それでは、該当地区、及び1号、2号委員は、それぞれ協議の上、運営委員の選出をお願いします。

なお、選出された運営委員名を事務局へ報告願います。

暫時、休議いたします。

議 長

再開いたします。

それぞれ、選出された委員名を事務局から報告していただきます。

局 長

それでは、ご報告いたします。

ただ今選出されました運営委員は、
片平地区 小林正一郎委員
喜久田地区 佐久間俊一委員
日和田地区 高野和介委員
湖南地区 小山一榮委員
熱海地区 谷代榮一委員
西田地区 鈴木裕美夫委員
1号委員からは 藤沢功夫委員
2号委員からは 増子富康委員
以上ご報告いたします。

議 長

ただ今、事務局から報告のあったとおりに運営委員を選出することで、ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

議 長

ご異議ないものと認め、運営委員は、役員7名、ただ今報告の8名、併せて15名が決定いたしました。

議 長

以上をもちまして、審議事項はすべて終了いたしました。

局 長

はい議長。

第 1 1 選挙区（旧田村町）から選出されました選挙委員の有馬善夫委員から、平成 2 7 年 8 月 1 日付けで辞任願が提出されましたので、「農業委員会委員の辞任の同意について」を追加提案いたします。

議 長

ただいま、國分事務局長から提案のありました「農業委員会委員の辞任の同意について」を議案第 7 号として追加してよろしいかお諮りいたします

（異議なし）

議 長

異議なしと認め、議案第 7 号「農業委員会委員の辞任の同意について」を追加提案いたします。

それでは、議案を配付いたしますので、暫時休議いたします。

議 長

それでは、議事を再開します。

議案第 7 号「農業委員会委員の辞任の同意について」であります、事務局から説明をお願いします。

局 長

第 1 1 選挙区（旧田村町）から選出されました選挙委員の有馬善夫委員から、平成 2 7 年 8 月 1 日付けで辞任願が提出されました。

農業委員会等に関する法律第 1 6 条で、「委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。」となっております。

農業委員は地方公務員であり、その就任は公法上の権利に基づくものであり、本人の意思によってその職を辞任することは認められております。

しかし、一度、地方公務員として法律上の権限を付与され、公務遂行の義務を負荷された以上は、恣意的にその進退を決すべきではないとなっております。

そこで、委員の辞任の要件として、辞任について正当な理由があることと、農業委員会の同意が必要とされています。

辞任の理由が正当であるかどうかは、社会通念に従い、一般の良識に基づいて判断すべきであるとなっております。

農業委員会の同意は、農業委員会総会の議決、すなわち辞任申出者を除く総会出席委員の過半数の賛成によって認められることになっております。

有馬善夫委員につきましては、先月 7 月 2 日に、農業委員の立候補届出後、急遽、病気が発覚し、現在療養中のため、農業委員としての

活動が難しいという状況でございます。
以上です。

議 長

ありがとうございました。ただいまの事務局説明に対し、何か御質問等ございますか。

議 長

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。
有馬善夫委員の辞任につきまして、同意される方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数につき、有馬善夫委員の辞任につきまして、同意することに決定いたします。

議 長

次に報告事項に入ります。はじめに、報告第１号「専決処分事項の報告について」、専決第１号「郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程について」を事務局から報告いたします。

家久来係長

はい議長。

８ページをご覧ください。報告第１号専決処分について、郡山市農業委員会規程第５条第１項の規程により専決処分したので、同条第２項の規程により報告する。

専決第１号 郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程について。

９ページをご覧ください。

専決第１号専決処分書 郡山市農業委員会規程第５条第１項の規程により、総会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、

次のとおり専決処分する。

郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程について。

理由 平成２７年８月１日付の郡山市職員の時差勤務の試行に関する規程の施行に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため。

郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程の内容については、１０ページに記載のとおりです。

以上、報告いたします。

報告は以上であります。報告事項に対するご質問はございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、報告第 1 号を終わります。

議 長

つぎに「その他」でございますが、何かございますか。

次 長

はい議長。

議 長

熊田事務局次長。

次 長

議案の「その他」といたしまして事務局から幹事会幹事の選任方法について提案いたします。

幹事長については議案第 5 号により選任いただいておりますが、幹事の選任につきましては、郡山市農業委員会幹事会設置要綱により、幹事を農地部会及び農業振興部会から各 2 名選任することとされております。

この選任を今後開催予定の各部会に一任することをお諮りいただくよう提案いたします。

議 長

ただ今の事務局の提案にご異議ございませんか。

(全員異議なし)

議 長

ご異議ないものと認め、幹事につきましては、農地部会及び農業振興部会に選任を一任することと決定いたします。

各部会において選任よろしくお願いいたします。

議 長

そのほか何かございませんか。

議 長

ないようですので、議長の座を下ろさせていただきます。

皆様のご協力、大変ありがとうございました。

司 会

新田会長、議事進行、ありがとうございました。

次に、「6 その他」ですが、皆様から何かございましたらお願いします。

ないようですので、以上を持ちまして、第 1 回農業委員会総会を閉会いたします。